

岩国市環境審議会事務取扱要綱を次のように定める。

平成 25 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市環境審議会事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市環境審議会条例（平成 25 年条例第 2 号）に基づき設置する岩国市環境審議会（以下「審議会」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第 2 条 審議会の委員の公募を行うに当たっては、次の事項を明確にした上で、市の広報紙及びホームページにより市民に周知し、幅広く市民の参加を得られるよう配慮するものとする。

- (1) 審議会の主たる目的及び調査審議する事項
- (2) 公募の対象となる者
- (3) 公募する人数
- (4) 委嘱予定日
- (5) 応募方法
- (6) 選考の方法
- (7) 問合せ先

2 公募の対象となる者は、原則として、委嘱時に年齢 18 歳以上の者であって、次の各号のいずれかに掲げるものに限るものとする。

- (1) 本市の区域内に住所又は居所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校をいう。以下同じ。）に在学する者

3 応募は、次の事項を記載した申込書を提出して行うものとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日及び電話番号
- (2) 勤務先の名称及び所在地（前項第 2 号に該当する者に限る。）
- (3) 在学する学校の名称及び所在地（前項第 3 号に該当する者に限る。）
- (4) 応募の動機

4 公募により選出する委員の選考は、環境部長、環境政策課長、環境事業課長、下水道課長及び職員課長が面接により行うものとする。

(事務局の所掌事務)

第 3 条 審議会の事務局は、環境政策課に置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 会議に関する事務
 - ア 会議に諮る調査審議等事項の取りまとめ
 - イ 会議に関する記録の作成
 - (2) 委員の選考に関する事務
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。